

**江東区内障害者（児）施設への美術講師派遣業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 事業の趣旨・目的

本事業は、文化芸術活動を通じて障害者（児）の社会参加を促進するため、希望する障害者（児）通所施設へ美術講師の派遣を行い、美術教室を開講するものである。

については、参加者の障害特性に合わせた事業の実施のため、その企画・提案、運営等に関し、専門的知識や経験を有する事業者へ業務を委託することとし、その事業者を選定するにあたり、企画提案を募集する。

2 業務の概要

(1) 業 務 名 江東区内障害者（児）施設への美術講師派遣業務委託

(2) 業 務 内 容 別紙「仕様書」のとおり

(3) 委 託 期 間 令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を2回まで更新することができる。

(4) 委託上限額 2,029,500円（税込）

3 参加資格

企画提案に参加するものは、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (3) 法人格を有する団体であり、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。

4 日程

内容	期間等
実施要領の公表	令和7年4月1日（火）
質問受付期限	令和7年4月15日（火）午後5時
参加表明書の提出期限	令和7年4月25日（金）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和7年5月8日（木）午後5時
第一次審査結果通知	令和7年5月16日（金）までに通知
第二次審査	令和7年5月下旬予定
第二次審査（最終）結果通知	令和7年6月上旬予定

5 質問

(1) 受付方法

質問書（様式2）を作成し「10 担当」に電子メールで提出すること。電話での質問には応じない。なお、メール未達により期限を過ぎるなどの事態発生を防ぐため、質問書をメール送信した際、確認のため、必ず「10 担当」の連絡先へ電話すること。

(2) 受付期限

令和7年4月15日（火）午後5時まで

(3) 回答方法

令和7年4月21日（月）までに区ホームページに掲載する。

6 提出書類及び提出部数

(1) 参加表明書（様式1）…1部

(2) 企画提案書…6部

（※A4サイズ（縦）、最大15ページで、両面印刷とする。）

企画提案書に記載する事項

① 開講する美術教室のプログラムの提案

美術講師の派遣を希望する障害者（児）施設の選択の幅を広げるため、最低3つ提案すること。

② 参加する障害者とのかかわり方

一般の美術教室とは異なる参加者に対し、興味・関心を引く取り組みやどのような支援や工夫ができるかについて、記載すること。

- ③ 派遣希望を検討する施設の職員の目線で、申込みを促進する工夫
- ④ 全体スケジュール
- ⑤ 業務の実施体制
- ⑥ 安全対策
- ⑦ 直近 10 年間の類似業務（※ 1）における受託実績（最大 5 件）

件名、契約の相手方の 2 点について記載を必須とする。

（※ 1）障害者（児）を対象とした美術教室やワークショップを含むイベントの開催や、美術作品の制作指導・助言に関する業務

（参考）令和 6 年度 江東区内障害者（児）施設への美術講師派遣事業実施実績

派遣先	10 施設 (放課後等デイサービス、生活介護、就労移行支援、就労継続支援等)
対象	小学生以上の児童や成人の通所者等、施設により様々
参加者数	107 名
実施時間帯	主に日中帯
参加施設の声	「絵を描かなかった児童が日常的に絵を描くようになった。」 「参加者が教室をきっかけにイラスト制作の求人に応募した。」

- (3) 価格提案書（任意様式）…正本 1 部

宛名は「江東区契約担当者」とすること。

価格の明細（人件費、材料費、通信費、交通費等）を詳しく記載すること。

- (4) 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明。

発行日から 3 ヶ月以内のもの。

- (5) 会社概要… 6 部

会社の概要がわかるもの（会社案内の冊子やパンフレット等）

7 提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

①参加表明書・・・令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 5 時

②企画提案書ほか必要書類・・・令和 7 年 5 月 8 日（木） 午後 5 時まで

- (2) 提出先

江東区 障害福祉部 障害者施策課（住所は「10 担当」のとおり）

(3) 提出方法

持参又は郵送による

- ・持参の場合の受付時間は、平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ・郵送の場合は、配達証明書付き書留により提出期限までに必着のこと。

8 選定手順

(1) 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により受託業者を決定する。

各事業者の企画提案の審査は、江東区障害者福祉施策関連事業委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行う。

なお、企画提案書等の内容が、「2 業務の概要」(4)の委託上限額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 評価基準

別紙「選定評価基準」のとおり。

(3) 第一次審査（書類審査）

提出書類について「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に、第二次審査対象者を3者選定する。

審査の結果は、5月16日（金）午後5時までに企画提案書を提出した全ての事業者に対して、電子メールにより通知する。

(4) 第二次審査（プレゼンテーション）

一次審査により対象者となった事業者によるプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの時間、場所等については、別途通知する。

審査結果はプレゼンテーションを実施した全ての事業者に対して、書面で通知する。

(5) 審査における留意事項

- ① プレゼンテーションには必ず本業務の担当者が出席し、プレゼンテーション及び質疑への回答を行うこと。
- ② プレゼンテーションは企画提案書に沿って行うこと。追加資料等の提出がある場合は区と協議すること。
- ③ プレゼンテーションの時間は、1者あたり30分（説明15分、質疑応答15分）とする。
- ④ プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること。（電源、プロジェクター、スクリーンは区で用意する。）

(6) 委託候補者の決定

- ① 区は、選定委員会の審査結果に基づき、第一次審査と第二次審査の合計点の第1順位者を委託候補者として決定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、委託経費見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、該当者は当初提案の金額の範囲内で、委託見積書を再作成し、再提出された委託経費見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ③ ①、②に関わらず、総合点が審査配点の6割に満たない場合は、候補者として選定しない。
- ④ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。
- ⑤ 候補者選定後、第二次審査参加の全事業者に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について江東区ホームページに公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

ア 候補者の名称、総合点及び選定理由

イ ア以外の参加者の名称及び総合点（参加者名はABC表記とする）

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

- ⑥ 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書のコリが委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。なお、提出書類について情報公開請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき公開することがある。
- (2) プロポーザルに要する費用はすべて参加事業者の負担とする。
- (3) 応募申し込み後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を提出すること。
- (4) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。
- (5) 企画提案書及び見積書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。

- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 審査内容についての問い合わせには一切応じない。

10 担当

江東区障害福祉部障害者施策課施策推進係

〒135-8383 江東区東陽4-11-28 防災センター2階17番

電話：03-3647-4749 FAX：03-3699-0329

E-mail：shisaku-k@city.koto.lg.jp